

産業廃棄物処理業における木材、竹材を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	8~9	トラックに積み込んでいた廃棄物を降ろす為に、後ろの荷台を開けたら木杵（1mぐらいの四角）が落ちてきて鎖骨辺りにぶつかった。	50	10 ~ 29
2	14~15	中間処理工場内で仕分作業中、木くずを投げて仕分けしており、ヘルメットもかぶらず周囲も確認せず木くずをなげ、被災者の顔に当たり怪我をした。	22	1~ 9
3	17~18	産業廃棄物の中間処理を行っている工場で作業者として作業時の事故である。プラント中にある手選室で、選別作業終了後、コンベアの先に取り付けてあるスクラップを取り除く為の自選機があって、自選機コンベアーの引っ掛かったスクラップを取り除こうとして角材を持って処理した際、持ってた角材を動いているコンベアー内側に落とし、その落とした角材がすぐ近くで回っているローラーに巻き込まれ一回転し、ローラー近くにあった左手首付近を直撃強打し、手首を痛めた。	68	10 ~ 29
4	13~ 14	仕事場で剪定の作業中、剪定した枝を処分しやすくする為斧で短く切っている時に、強く腰を痛めてしまった。	23	1~ 9
7	15~16	営業所内の宿舍脱衣所において、風呂の準備を行っていた。すのこを指定の場所へ置くためにすのこを持ち移動中、床が濡れていたこともあり、転倒。後頭部を強打したものである。	39	10 ~ 29
7	10~ 11	剪定枝を車両に入れる作業中に、車両から飛び出した剪定枝の束が左手第4指に当たり、その勢いで投入口の鉄製の部分に挟み、負傷した。	35	100 ~ 299
	17~	局内小包エリアにて翌日持ち出し分の荷物を準備する為、荷物を持ち上げ移動しよ		30

11	18	うとしたところ、右肩を脱臼した。仕事終了後、病院を受診した。全治3週間と診断されたが、デスクワーク等の軽作業であれば就業可能である。	44	～ 49
12	14~15	選別カート内で廃棄物の選別をしている時に、長さ1.8m・巾0.9m・厚み30mmのベニヤ板を数枚、社長と被災者の2人で移動してBOXの上に載せた。その後、最後に残った1枚のベニヤ板を被災者1人で両手で頭上に持ち上げて、BOXの高さ1.5m位の所に載せた。その後、あばら骨付近に痛みが出るようになった。	63	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html